⑽　特定外国従業員受入企業になろうとする者との関係に関する事項
⑴～⑽別紙２に記載。
【添付書類⑤】特定外国従業員受入企業になろうとする者と当該企業の外国にある事業所との資本関係等が確認できる書類
【添付書類⑥】特定外国従業員受入企業になろうとする者の外国にある事業所の概要を明らかにする書類
【添付書類⑦】（必要に応じて）企業買収の事実が確認できる書類
3　製造特定活動に従事しようとする場所及び期間
⑴　特定外国従業員になろうとする者を受け入れる事業所の名称
⑵　当該事業所の所在地及び連絡先
⑶　当該事業所の雇用保険適用事業場番号
⑷　特定外国従業員になろうとする者の受入期間
⑴～⑷別紙２に記載。
【添付書類⑧】（特定外国従業員になろうとする者を受け入れる事業所が特定外国従業員受入企業になろうとする者の子会社である場合）特定外国従業員になろうとする者を受け入れる事業所と特定外国従業員受入企業になろうとする者との資本関係等が確認できる書類
4　特定の専門技術の移転の必要性、特定の専門技術の内容及び従事させる業務の内容（特定外国従業員が外国にある事業所で従事していた職務及び製造特定活動終了後に予定されている業務の内容を含む。）
⑴　特定の専門技術の移転の必要性
⑵　特定の専門技術及び業務の内容
⑴及び⑵別紙２に記載。
【添付書類⑨】特定外国従業員になろうとする者ごとの業務計画
5　特定外国従業員になろうとする者への報酬予定額
⑴　特定外国従業員になろうとする者への報酬予定額（月額）
⑵　特定外国従業員になろうとする者への報酬の支払方法
⑴及び⑵別紙２に記載。
【添付書類⑩】本邦の事業所において同等の技能を有する日本人の報酬額が確認できる書類
6　特定外国従業員になろうとする者の、特定外国従業員受入企業になろうとする者の外国にある事業所における勤務年数（企業買収が行われた場合は企業買収前からの勤務年数）
別紙２に記載。
【添付書類⑪】特定外国従業員になろうとする者の勤務年数が確認できる書類
第４　製造業外国従業員受入事業の適正な実施に関する事項
1　特定外国従業員になろうとする者の適正な監理を実施するための体制等に関する事項
別紙３に記載。
【添付書類⑫】特定外国従業員になろうとする者を受け入れる事業所ごとの常勤職員数を明らかにする書類
2　特定外国従業員になろうとする者の就労状況の確認に関する事項
3　在留中の住居の確保に関する事項
4　生活指導員の任命に関する事項
⑴　職名
⑵　氏名
⑶　指導員１人あたりの指導予定人数　＿＿人
⑷　当該者を生活指導員として任命することが適当である根拠及び指導員１人あたりの指導予定人数が適切である根拠
5　報酬を担保する財産的基盤に関する事項
⑴　売上高　＿＿＿＿＿＿円
⑵　経常損益　＿＿＿＿＿＿円
⑶　当期純損益　＿＿＿＿＿＿円
【添付書類⑬】特定外国従業員受入企業になろうとする者の直近の損益計算書及び貸借対照表
6　特定外国従業員になろうとする者との面談及び当該者からの生活、労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）に関する事項
7　特定外国従業員になろうとする者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項
帰国旅費及びその他の帰国担保措置については、当社が負担することを宣誓する。
8　就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項
当社は、特定外国従業員の就労が不可能となった場合、特定外国従業員が所属していた外国にある事業者へ帰任させることを宣誓する。
9　特定外国従業員になろうとする者との意思の疎通の方法及び適切な配慮に関する事項
⑴　意思の疎通の方法
⑵　適切な配慮に関する事項
10　特定外国従業員になろうとする者等からの保証金の徴収等の契約の締結及び製造特定活動終了（帰国）後の特定外国従業員の雇用に関する事項
当社は、以下に掲げる事項について、いずれにも適合することを宣誓する。
⑴　特定外国従業員になろうとする者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の製造特定活動に関連して、当社の外国にある事業所又は他のいかなる機関からも保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等が締結されないこと。
⑵　特定外国従業員になろうとする者が、製造特定活動終了（帰国）後１年以内に、当社又はその外国にある事業所において、特段の事情があると認められる場合を除き解雇されないこと。
11　告示第６の１に規定する経済産業大臣の監査、告示第６の３に規定する経済産業大臣による報告の要求及び必要な措置、告示第６の４に規定する経済産業大臣による必要な指示に対する適切な対応に関する事項
当社は、以下の⑴から⑶について適切に対応することを宣誓する。
⑴　告示第６の１に規定する経済産業大臣の監査
⑵　告示第６の３に規定する経済産業大臣による報告の要求及び必要な措置
⑶　告示第６の４に規定する経済産業大臣による必要な指示

様式第１号　別紙１（第２関係）

第２　製造業外国従業員受入事業に関する事項
1　特定外国従業員受入企業になろうとする者が行う事業の全体像における当該企業の海外生産拠点の経営戦略上の位置付け及び当該海外生産拠点において実施する事業の内容

2　当該海外生産拠点と製造業外国従業員受入事業との関係
